

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報通信政策局 情報通信作品振興課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証

2 事業等の概要等

ブロードバンドインフラ整備の進展やブロードバンドネットワークの利用拡大に伴い、ネットワークを活用したコンテンツ流通の拡充が期待されている。

一方、コンテンツの流通促進については、政府として「今後 10 年間でコンテンツ市場を約 5 兆円拡大させることを目指す」との目標を立て、国家戦略の柱として位置づけられている。

政府の「知的財産推進計画」においても、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証が盛り込まれており、「IT 新改革戦略」に基づく「重点計画」においても、新たなコンテンツ流通モデルの推進に向け、所要の技術的要素等の検討・検証を行うことが求められている。

このような方針が示される中、本事業は、ユビキタスネットワーク時代に対応した安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤（マルチコンテンツ利用技術）の整備を実施することにより、多様なコンテンツの流通・利活用の促進等を実現することを目的として技術の開発・実証を行うものである。

3 政策評価の観点及び分析等

- ・**有効性**：安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な技術の開発・実証が行われ、その技術が確立したことにより、多彩なコンテンツの流通・利活用形態の実現が促進につながるとともに、当該基盤を活用した民間事業者による実ビジネスへの参入、国際標準化に向けた展開が図られ、我が国発の新 IT 社会及び知的財産立国実現に貢献し、コンテンツ市場の一層の発展に資するものであり、有効性が認められる。

・効率性：多様なマルチコンテンツの流通のためには、コンテンツの保護と利便性の両立に向けた汎用的なコンテンツ利用連携技術の開発・実証が必要となるが、これは公共的なインフラの役割を果たす基盤的な技術であり、コンテンツの権利者、コンテンツホルダ、配信事業者、端末・家電機器メーカー等多数の関係者の参画を確保しながら合意形成を行うことが不可欠となる。本事業においては、国がリーダーシップを発揮して検討・合意形成の場を提供し、実証実験の場を提供するとともに、民間企業の既存のノウハウも活用しつつ、連携協力して実施しており、効果的・効率的に執行されていると認められる。

4 政策評価の結果

本事業における実証実験においては、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けた技術について、多様なネットワーク・メディア環境におけるコンテンツ流通の円滑化、ユーザーインターフェースの効率化の観点から検証が行われ、円滑なコンテンツ利用に資する技術が確立され、所期の目標が達成できており、また、その後の次世代ブロードバンドネットワークにおける標準化活動等への動きを活発化させる等の成果を上げており、一定の有効性が認められる。